

議会答弁実録

会期： 平成 20 年 2 月予算特別委員会 会派： 05 自民
日程： 2008/03/14 質問者： 石橋 良三
発言順： 15 午後 1 番 質問番号： 2-(2)
担当部局： 21 県民生活部 答弁者： 25 県民生活部長

タイトル：「男女共同参画基本計画」の改定について

問：

去る平成 17 年 12 月に、国の男女共同参画基本計画が改定された。

この基本計画の改定に当たっては、「社会的性別」、いわゆる「ジェンダー」という概念の問題性を踏まえ、その定義についての誤解の解消に努め、曲解や恣意的運用・解釈が行われないよう、分かりやすい広報・啓発を行うことが、明確に位置付けられた。

平成 18 年には、千葉縣市川市においても、ジェンダーフリーの考え方に基づく、従来の男女平等基本条例を抜本改正し、「家庭尊重の理念」に基づく男女共同参画推進条例が可決されている。

この市川市の条例には、男女共同参画社会の定義を、『男女が、その特性をいかし、必要に応じて適切に役割分担しつつ、互いが対等の立場で協力し、補完し合って、個性と能力を最大限に発揮する社会』と定義しており、また、基本理念では、『男女が男らしさ、女らしさを否定することなく、互いにその特性を認め合い、尊重を重んじる社会』と明確に定めている。

本県では、平成 14 年に男女共同参画推進条例が施行され、まもなく 6 年が経とうとしている。

平成 18 年 3 月に、本県も「男女共同参画基本計画」の改定を行ったが、改定に当たって、このような国の対応を、具体的にどのように反映したのか、県民生活部長に伺う。

答：

県が目指す男女共同参画社会は、国の法律や基本計画を踏まえたものであり、「男女が、互いの違いを認め合い、互いの人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野で共に参画し、責任も分かち合うことのできる社会」でございます。

また、その社会においても、男性と女性には、性の違いは厳然としてあるものと考えております。

こうしたことから、平成 18 年 3 月に策定した第 2 次基本計画においては、目指すべき社会の方向について、誤解や混乱が生じる懸念のある表現は一部見直しを行っております。

引き続き、こうした考え方の下で、取組を進めて参ります。